

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
うきは市
- 2 構造改革特別区域の名称
そよかぜ奏でる魅惑のフルーツ王国うきは 果実酒・リキュール特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
うきは市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・沿革

本市は福岡県の南東部に位置し、大分県日田市との県境に位置する。朝倉市、久留米市、八女市に接する。2005年3月、浮羽郡浮羽町と吉井町の合併により誕生した。

(2) 面積・土地利用

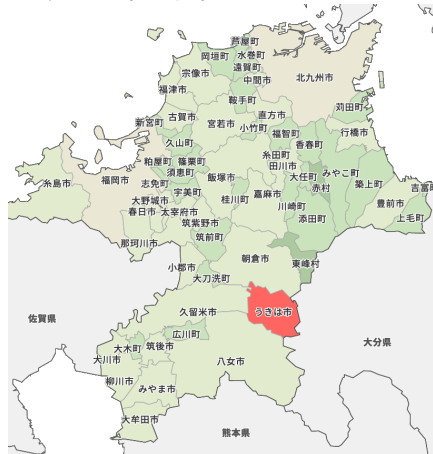
本市の面積は 117.46km² であり、そのうち耕地が 26.00km²、宅地が 8.26km²、森林が 59.26km² であり、約 73%が森林・耕地となっている。

(3) 地形等(自然環境や交通状況等)

南に耳納連山を抱き、北に「筑紫次郎」と称される筑後川が流れる自然に恵まれた地域である。地形構造は、筑後川の南に広がる「平坦部」、平坦部と山間部の間にある「山麓部」、耳納連山に属する「山間部」に区分され、平坦部は主に肥沃な水田地帯が広がり、山麓部には主に果樹地帯が形成され、山間部は棚田などを含む森林となっている。

市の東から西に流れる筑後川周辺は扇状地が広がり、そこに南から北に流れる 3 つの谷が重なり複合扇状地が成形され豊かな土壌や地下水が生まれている。また、耳納連山が生み出す絶妙な気温やそよ風等を本市の恵まれた「7 大自然要素(地形、気温、土壌、風、水、雨、地理)」と捉えている。これらの自然環境は、フランスのワイン産地ボルドーやアルザスとよく似た日本でも非常にめずらしい地質・地形となっており、本市の農業をとりまく環境を「うきはテロワール」※¹ と名付け農作物や加工品等のブランディングを図っている。

■うきは市の位置



■筑後川から眺める耳納連山



■うきははテロワールの7大自然要素



※1「うきははテロワール」は、食と観光、地元グルメ、お土産品などでその年話題になった観光特産品を表彰してゆく制度である『2022 日本観光特産大賞』（2022 年 12 月 6 日一般社団法人日本観光文化協会発表）において、金賞「優秀賞」を受賞。

（4）気候（気候の特徴、再エネに関する風況等）

年平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,860.4 mm と気象条件に恵まれた環境であり、さらに、年平均風速は 1.0m/s と、日本でも有数の微風地帯である。

（5）人口（直近の住民基本台帳人口や近年の増減の状況等）

本市の人口は、2023 年 1 月 1 日現在で 28,213 人である。国勢調査では 1985 年以来、人口減少が続く、20 年以上にわたり転出が転入を上回る転出超過の状態となっている。年少人口と生産年齢人口が減少傾向である一方、老年人口は増加を続け、少子・高齢化が進行している。

また、本市の世帯数 10,128 世帯(2020 年国勢調査)のうち、農家数は 1,619 戸(2020 年農林業センサス)を占めており、農業に従事する世帯が多いことが本市の特徴となっている。

（6）産業構造（第一次産業から第三次産業の状況やその特徴等）

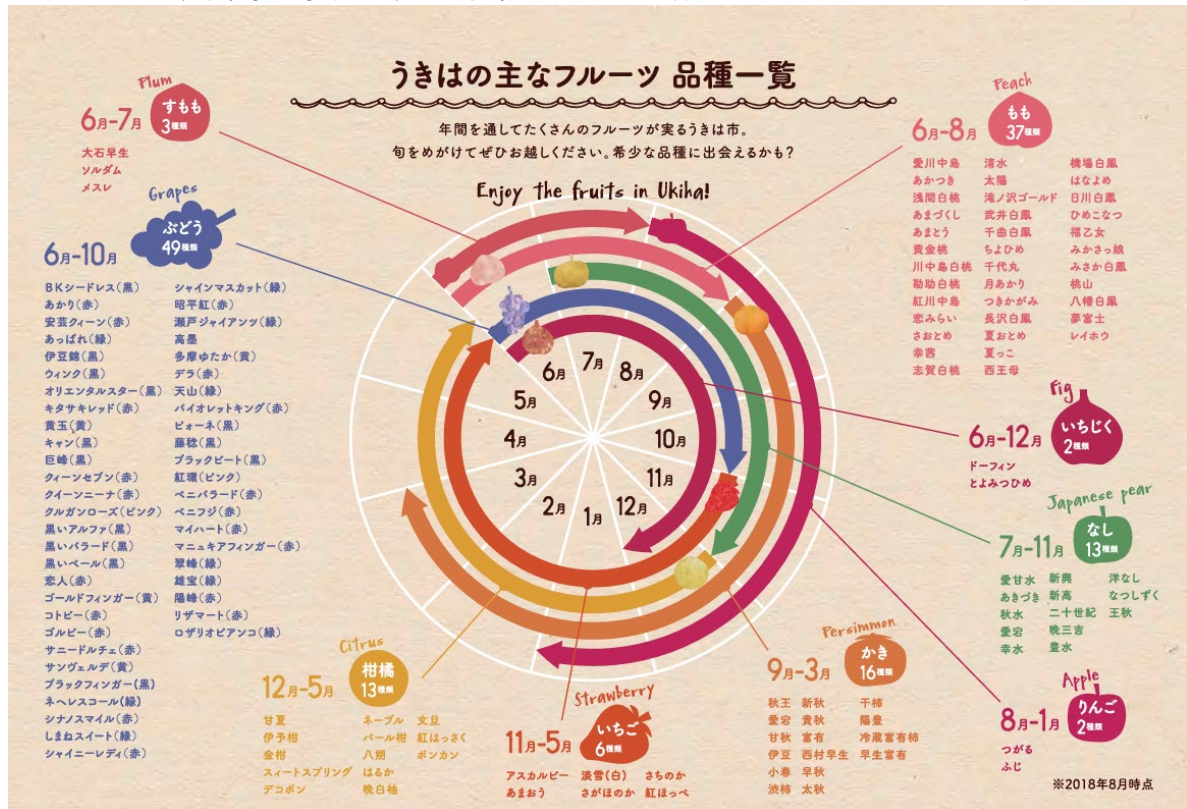
本市の産業別売上高(2016 年)のうち、「製造業」(41.3%、約 407 億円)、「卸売業・小売業」(26.7%、約 263 億円)、「建設業」(11.6%、約 114 億円)の順に多くなっている。

また、本市の「農業産出額」(2020 年市町村別農業産出額(推計)による)は 71.8 億円で、うち果実は 38.7 億円と、農業産出額の 53.8%(全国平均は 1 割程度)を占めており、年間を通じた「フルーツ王国うきは」として果樹の生産と、果樹を活かした農産物の直売、観光農園、フルーツの加工によるカフェやスイーツ店など、観光産業にも果樹生産の強みが大きく波及している。

■産業別の総生産額・就業人口

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	計
総生産額[百万円] (2017年度)	5,275 (6.4%)	26,962 (32.7%)	49,587 (60.2%)	552 (0.7%)	82,376 (100.0%)
就業人口 [人] (2015年10月1日)	2,266 (15.5%)	3,890 (26.6%)	8,428 (57.6%)	41 (0.3%)	14,625 (100.0%)

■本市では1年中、多種多様な果実が栽培されている（うきは市フルーツカレンダー）



(7) 規制の特例措置を講じる必要性

本市を流れる筑後川周辺には扇状地が広がり、更に南から北に3つの谷が重なり複合扇状地が形成され肥沃な土壌や地下水が生まれている。絶妙な気温やそよ風等の7大自然要素と受継がれ進化を重ねた果樹栽培技術により、もも、ぶどう、なし、かき等の一大産地となっている。農産物を販売する道の駅うきはは、これら果樹(フルーツ)を目当てに年間120万人(レジ通過者数)が訪れ、13.4億円/年(2023年度実績)の売り上げを誇る。

一方、農業の衰退は著しく、農林業従事者は1985年の4,334人から2020年には2,123人と51.0%減少している。特に高齢化率の増加が顕著で、2020年は52.0%となっており、全産業のうち最も高い値となっている。耕作放棄地も、2000年の103haから2015年には241haと2.34倍に大幅な増加となっている。

本市の基幹産業である農業を維持し、次世代に繋いでいくためには後継者としての農業従事者をつくっていくことが喫緊の課題である。次代に繋がる持続可能な農業としていくためには特に若者による新規就農を促す必要がある。

農業振興に特効薬はなく、いくつもの施策を積み重ね、粘り強く支援していくこ

とが求められる。その1つの施策として、若者が「かつこいい。稼げる。夢を語れる。」と思える農環境づくりが必要であると考え、本市では、有機農業（オーガニック）を含む環境配慮型農業の推進※¹とともに果実酒等の生産を支援し、「自然豊かで住みやすく、夢を語れる農環境が整った持続可能なまちづくり」を推進したい。ぶどうなどの一次産品の生産・販売だけではなく、自ら生産したぶどう等の果実を原材料として果実酒等をつくれることは夢のある取組みとなり、また、一次産品と比較すると長期保存が可能でかつ、高付加価値化も可能であり、就農者の安定かつ高い収入源となり得る。果実の品質や生産量を高め、これを原料として果実酒等を生産し収入を高めることができる“まち”を実現するには、新規参入のハードルを下げるために、規制の特例措置を講じる必要がある。

ワイン用有機栽培ぶどう等の生産について、生産当初は量が少なく、また、ナチュラルワインのカテゴリーはまだまだ販路も確立していないことから、酒類製造免許に係る最低製造数量基準の6キロリットルの生産は大きな参入障壁となる。当該特区を利用することで、小規模な主体であっても酒類製造免許を受けることが可能になり、醸造が可能となることで、将来的には小規模なワイナリー等の酒類製造所が複数設立されるまちを目指す。

果樹栽培が盛んな本市において、農業を志す若者が夢を抱いて生産活動ができ、また、そこから生まれる果実酒等が市内直売所の魅力を向上させ、さらには果樹や果実酒等が食卓を彩るライフスタイルを根付かせ、ひいては、本市の魅力向上を図る。

※1 環境配慮型農業の推進のため、本市では 2022 年度から農林水産省のみどりの食料システム戦略交付金を活用し3つの事業に取り組んできた。

事業1. みどりの食料システム戦略交付金「有機農業産地づくり推進緊急対策事業(オーガニックビレッジ)」

農林水産省は、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとしている。この中で、「耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大」するとしている。有機農業とは「有機農業の推進に関する法律」において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されている。

農林水産省が目指す「オーガニックビレッジ」は、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組みを進める市町村のことをいい、農林水産省としては、このような先進的なモデル地域を2025年までに100市町村創出する計画である。

本市は、福岡県内で唯一みどりの食料システム戦略交付金「有機農業産地づくり推進緊急対策事業(オーガニックビレッジ)」に採択され取組みを進めている地域である。2022年度から本市内で有機農業を推進するための実証実験(BLOF 理論に基づいた水稻栽培の実証)やセミナー事業等をJAにじ、アグリガーデンスクールアカデミー等とともに実施している。

事業2. みどりの食料システム戦略交付金「推進体制整備」

事業1. を推進する人材を地域で育成する事業である。本市では、JAにじと共同で、JAの営農指導員に、有機農業を指導できる知識や技能を身に付けさせるた

めの研修事業や環境整備(土壌分析装置の整備や専門研修への参加補助制度づくり等)を実施している。

事業3. みどりの食料システム戦略交付金「グリーンな栽培体系への転換サポート」

化学肥料や農薬を使用する慣行農業を全て有機農業に転嫁することはできない。しかしながら、持続可能な農業を目指すためには化学肥料や農薬をできる限り減らしていくことが必要であり、そのための取組みとして、減農薬、減肥料による栽培体系を構築するための研修事業や必要資材(消石灰、水酸化マグネシウム、発酵鶏糞ペレット等)の購入補助などの事業に取り組んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

基本方針1.(1)には「経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。」とされている。

本市には先に述べたように「うきはテロワール」と称して発信している果樹生産に適した地理的環境が整っている。また、親の世代から受け継がれ続けた果樹栽培技術により一年をとおして果樹が実るまちとなっている。

このような環境の中、2015年度には、本市が市外企業(巨峰ワイン 久留米市)に生産を委託し、「生ワイン」を試験的に製造した。同様に、2022年度には、道の駅うきはを運営する第三セクターうきはの里(株)が市外企業(巨峰ワイン 久留米市)に生産を委託し「巨峰スパークリングワイン」を生産し、道の駅うきはで販売し好評を得た。



【写真】 2015年度に巨峰ワイン(久留米市)に生産を委託し製造した「生ワイン」

また、2021年からは朝倉市の(株)篠崎が、うきは産のぶどうを100%原料に使用した UKIHA BUBBLES(ウキハ バブルス)という微発砲ワインの製造を開始している。

このように、本市内には果実酒等の原料とぶどう等の果樹が豊富にあり、さらにうきは産の果樹を原材料に使用したワインの生産(委託製造)については実績があるものの、その製造拠点は全て本市外となっているのが現状である。

規制緩和により、うきは産の果実を原料に使い、民間事業者等により本市内で果実酒等を製造し、市内外に販売することは地域の稼ぐ力が高まることとなり、まさに「基本方針1.(1) 経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大すること。」となる。さらには、若者が「かつこいい。稼げる。夢を語れる。」と思える農環境が生まれ、ひいては、本市の農業を持続可能なものにしていくものと考えている。



【写真】 うきは産のぶどうを 100%原料に使用した UKIHA BUBBLES

6 構造改革特別区域計画の目標

基本方針 1. (2) において、

「ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕著化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。」とされている。

地方の自治体では農業が 1 つの基幹産業となっているまちが多くある。その大多数において、農業の衰退は著しく、農林業従事者は減少している。更に、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地の増加等、直面する課題は多い。農業振興に特効薬はないものの、その地域でつくられる果実や果菜類等を原料としてお酒をつくり、付加価値を上げ、収入の増加を図ることは、若くして就農を考える者にとっては魅力的なものであり、これを理由に就農を希望するものが増える可能性がある。また、ワイン用原料のぶどうに限って言えば、生食用に比べて果実酒用ぶどうの生産は生産工程が省略化できる部分があり、就農者一人当たりの耕作面積を広げることが可能であり、ひいては耕作放棄地の増加抑制にもつながる。今回提案する内容が認められ成果を生み出せば、農業の衰退に悩む多くの地方都市にとっては好事例となり、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現することとなる。

本市の道の駅うきはは、リクルート社が発行する「じゃらん九州」の道の駅調査で、9 年間連続して好きな道の駅 1 位となっている。果樹（フルーツ）を目当てに年間 120 万人（レジ通過者数）が訪れ、13.4 億円/年（2023 年度実績）の売り上げを誇る。今回提案の規制緩和が認められれば、この道の駅うきは周辺に果実酒等の製造所を建設し、製造された果実酒等は道の駅うきは（道の駅うきはを運営するうきはの里（株）は酒販免許を持つ。）で販売する構想である。人気を博する道の駅うきはで、地元産の果実でつくった果実酒等を販売すれば、集客効果はこれまで以上に高まり同社の売上を伸ばすとともに果実の消費量も高まり農家の収入も高まる。さらには、道の駅うきはを訪れた観光客により市内事業者の小売店や飲食店、宿泊施設の利用も増えることも容易に想定され、道の駅うきはのみならず市内事業者の売り上げ増加につながる。まさに地域活性化につながるものと考える。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地産地消の推進・シビックブライドの醸成

本市と協定を締結している市内外の民間企業は 20 社を超える。これら民間企業は、本市内において地域貢献事業をそれぞれ推進していただいている。協定企業の中には、フルーツのまち うきはに、是非ともワイナリーを建設してもらいたいと話すものもある。果実酒等の製造所の設置を目指し、ボランティア型の苗植え付けイベ

ントも検討しており、耕作面積を増やすために毎年、このようなボランティア型農業体験イベントを開催し、関係人口の増加と、その先には移住者の増加を図りたいと考える。

市内での果実酒等の製造が始まることきっかけに、農業や6次産業化、新規創業等への市民の関心が高まり、本市の一次産業について市民誰もが誇りに思うことで地産地消が推進されることとなる。また、近年増加する本市を訪れるインバウンドに対して訴求力をもつ地域ブランドの醸成となる。

(2) 農産物・食品加工品等のブランド力の向上

酒造事業者のみならず市内の小売店舗や飲食店、宿泊事業者等、多くの市内事業者と連携し、本市で生まれる果実酒等を市内外にPRしていくことでうきはブランドのブランド力を向上させ、うきは地域の魅力を高める。

本市として環境配慮型のぶどう栽培から果実酒等の製造までの一貫生産を環境配慮型農業の推進（農水省施策 オーガニックビレッジ）の成功事例、地産地消の推進事例として、積極的にPRを行うことで本市の基幹産業である農業を推進する。

(3) 農業後継者の育成

規制緩和により果実酒製造所の設置が可能となった場合、同施設内の会議室を利用し「果実酒等の原料となる果樹生産に特化した農業セミナー※1（寺子屋）」を開催する計画である。ワインづくりや果樹生産に夢を抱く若者等を対象に、有機農法をはじめとする環境配慮型の農業について科学的に学べる講座を開催する。ここで学んだ者が、本市内の果樹園を事業承継していくことを支援する。結果として、本市の果樹生産を持続可能なものとしていく。



土壌の無料診断も実施！
農科学
基礎講座
2024
講師：寺崎博史氏
(アグリガーデンスクール&アカデミー副校長 校長)

参加無料

- ・自然のメカニズムや農業を体系的・理論的に学びたい
- ・減農薬や環境に配慮した農法を検討/導入してみたい
- ・土づくりや園の働きに興味がある
- ・「おいしい」を理論で知りたい

農業の初心者からベテランまで誰でも参加OK！

事前予約制 先着38名

第1回 2024 7/9 - 9/24
毎週 火曜日 13:30-15:00
※全12回の講座となります。
※一部日程が変更になる場合がございます。

第2回 2024 10/1 - 12/24
毎週 火曜日 17:00-18:30
※第1回と同じ内容(全12回)を要修予定です。
※第2回へのお申し込みも募集中です。

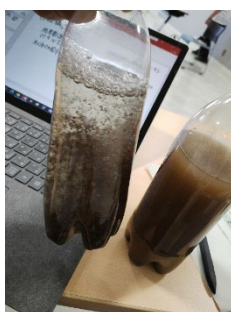
対象：土づくりや環境に配慮した農業に興味をお持ちの方
※お申込み多数の場合、うきは市在住の方を優先させていただきます。

場所：うきは市色ふさと館(うきは市吉井町983-1) 研修室4-5

申込期間：第1回～2024年7月5日(金) / 第2回～2024年9月27日(金)

お申込みフォーム

お問合せ
うきは市役所農林振興課 農政係
(うきは市吉井町983-1)
TEL: 0943-75-4975 FAX: 0943-75-3114
MAIL: nouri@city.uk.hi.lg.jp



【ちらしと写真】 2023年度から開催している環境配慮型農業セミナー

※1 既に、2023年度から毎年、12回連続のセミナーを2クールずつ開催しており、2024年9月末で3クールが終了し60名が受講を終えている。同セミナーは、朝倉市に拠点を置くアグリガーデンスクール&アカデミーから講師を召喚

し開催している有機農業講座（農林水産省のみどりの交付金を活用した事業）である。

【数値目標】

区分	2027 年度	2028 年度	2029 年度
収穫等応援ボランティア の参加者数	30 人	40 人	50 人
「うきは産果実酒（ワイ ン）」生産本数 ※（）内は生産量	2,736 本 (2.1 kℓ)	3,488 本 (2.6 kℓ)	4,536 本 (3.4 kℓ)
「うきは産リキュール」 生産本数 ※（）内は生産量	1,350 本 (1.0 kℓ)	1,500 本 (1.1 kℓ)	1,800 本 (1.3 kℓ)

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう・もも・みかん・かき・なし・りんご・いちご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

うきは市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載した者が、特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 キロリットル) が果実酒については 2 キロリットル、リキュールについては 1 キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出、農業生産基盤の維持等の地域農業の振興が図られるとともに、異業種間連携、観光客の増加等による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。